

埼玉県 実践報告

「日本語教育の推進に関する法律」 に基づく基本方針から体制づくりへ

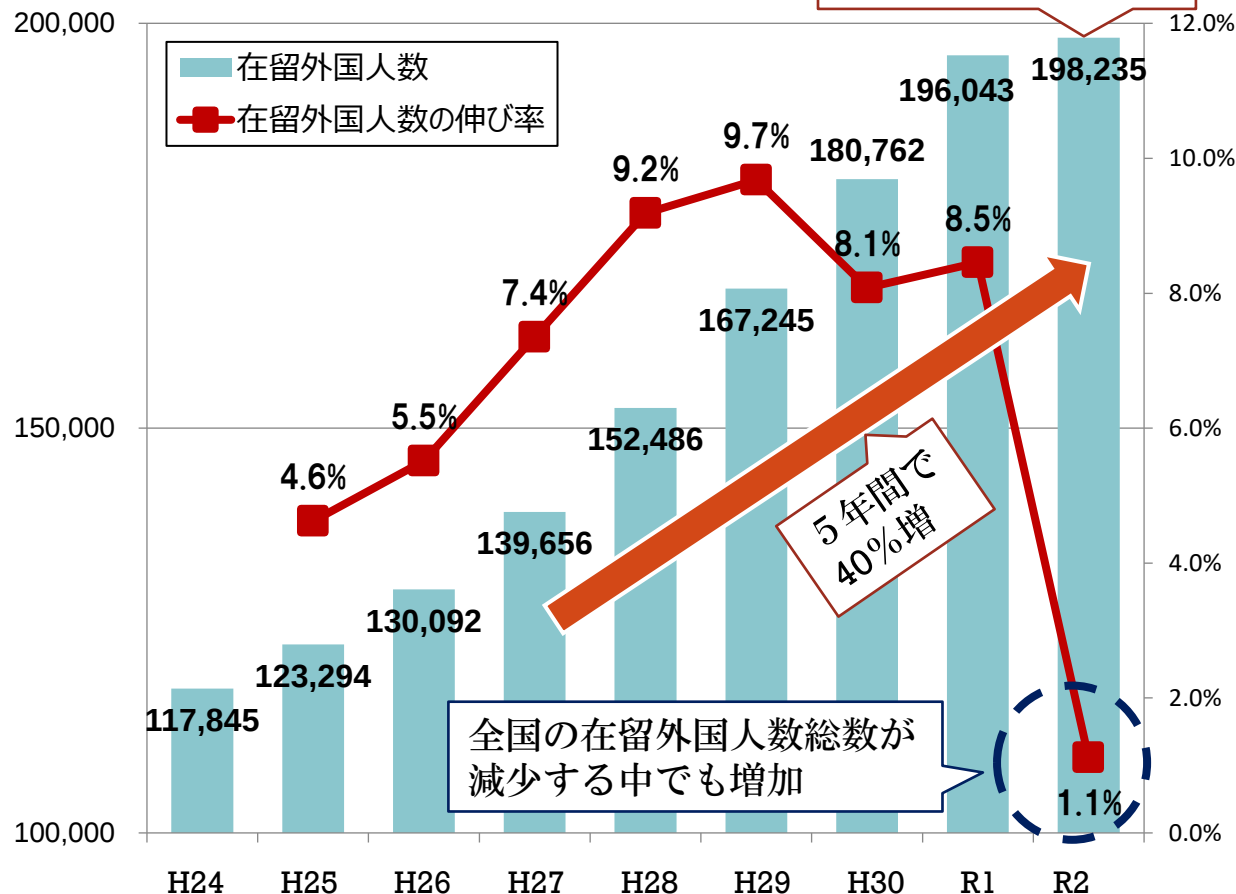
埼玉県 県民生活部 国際課 副課長 廣田 通規



埼玉県における外国人の状況

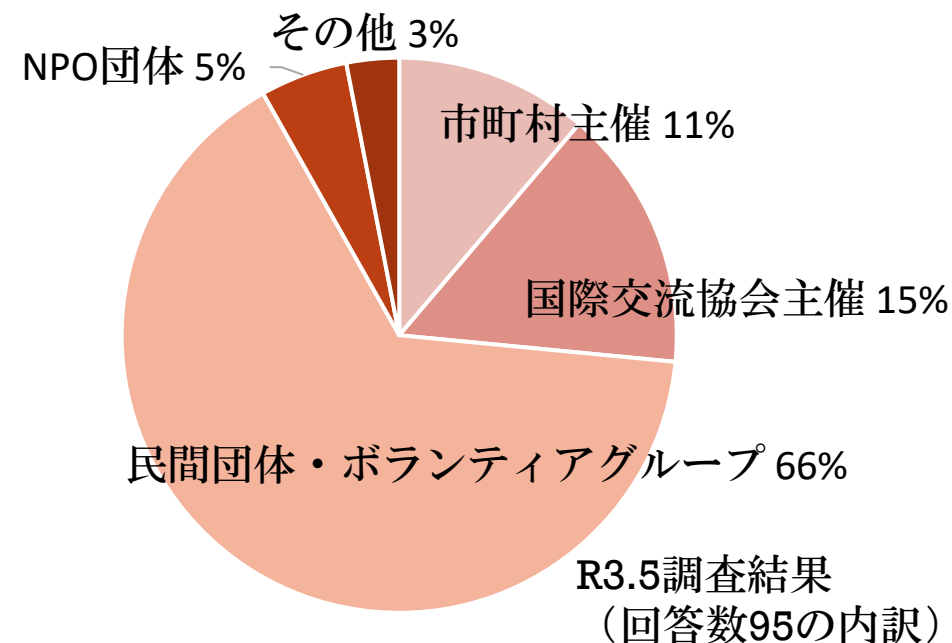
(1) 在留外国人数の推移

＜県内在留外国人数の推移＞



＜日本語教室の主催団体について＞

県内日本語教室数：135団体（R3.5）

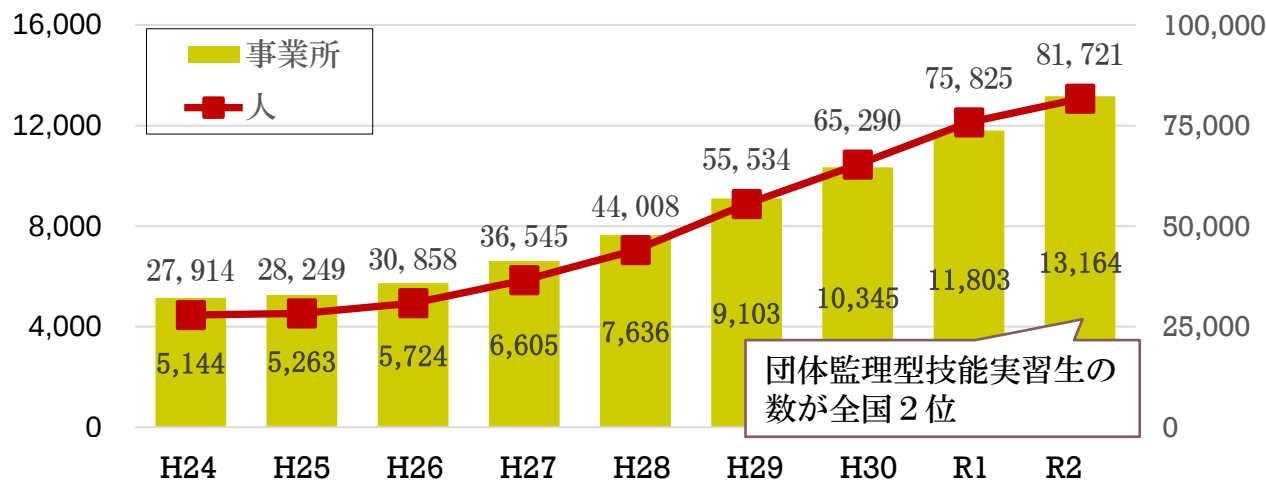


急増する外国人住民の日本語教育を
民間団体・ボランティアが支えている状況にある。

埼玉県における外国人の状況

(2) 外国人の雇用状況及び地域性

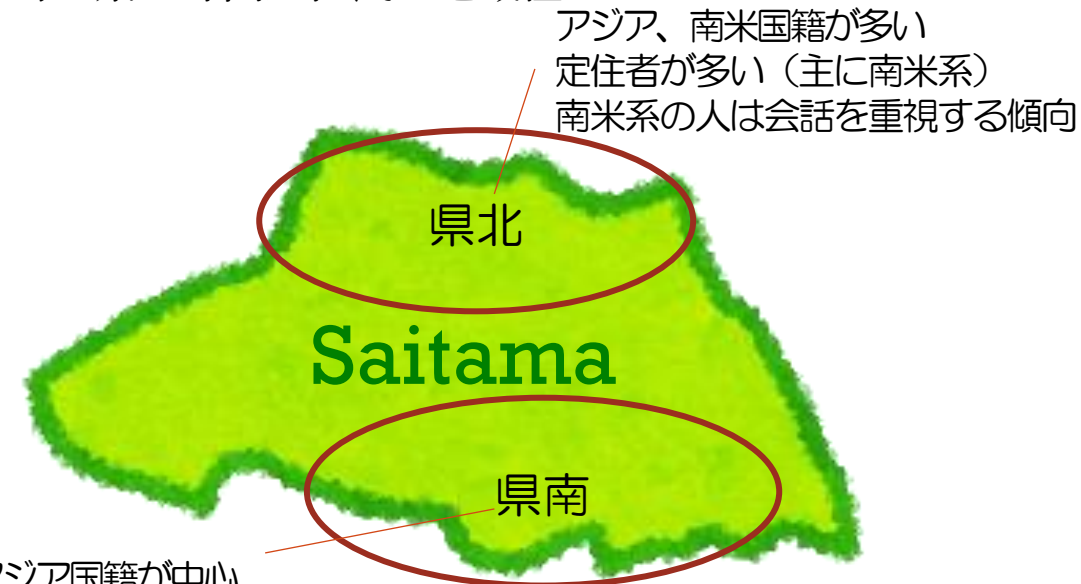
＜外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移＞



＜事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数＞

	事業所数	構成比	外国人労働者数	構成比
全事業所規模計	13,164	100.0	81,721	100
事業所労働者数				
30人未満	7,311	55.5	26,093	31.9
30～99人	2,096	15.9	15,233	18.6
100～499人	1,142	8.7	18,888	23.1
500人以上	402	3.1	13,619	16.7
不明	2,213	16.8	7,888	9.7

＜埼玉県の外国人住民の地域性＞



外国人雇用企業は小規模事業所が多く、雇用先での日本語教育には限界がある。
地域の実情や外国人住民の多様性に関わらず日本語教育を受けられる仕組みの構築が必要。



基本方針策定について

(1) 基本方針策定のプロセス

令和元年6月28日 日本語教育の推進に関する法律 公布・施行

第1条(目的) 日本語教育の推進による外国人住民の日常生活及び社会生活の円滑化、共生社会の実現
第10条(国基本方針) 政府は、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めなければならない。

第11条 地方公共団体の基本的な方針

地方公共団体は、基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。

令和2年6月23日閣議決定 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針

- ・日本語教育の推進の基本的な方向(国及び地方公共団体の責務等)
- ・日本語教育の推進の内容に関する事項(児童・生徒、被用者への日本語教育、地域日本語教育等)

令和3年7月「埼玉県日本語教育の推進に関する基本的な方針」の策定

基本方針策定について

(2) 検討体制・有識者の属性

外国人等の日本語学習機会の確保や内容の充実を目指し、取り組むべき施策を総合的に推進するため、「埼玉県日本語教育推進会議」を開催した。

<埼玉県日本語教育推進会議委員>

学識経験を有する者	2名
外国人住民	2名
日本語教育の推進に係わる活動を行っている者	
NGO団体代表	2名
外国人を多く雇用する企業の社長	1名
日本語講師	1名
行政機関職員	1名

委員の任期：令和2年7月1日～令和3年3月31日

審議事項：

埼玉県日本語教育の推進に関する基本的な方針に関すること
その他日本語教育推進に関し必要な事項

<第1回>

【開催日】令和2年7月28日(火)

【議題】現状報告、策定方針骨子案等

<第2回>

【開催日】令和2年11月24日(火)

【議題】基本方針最終案提示

<埼玉県日本語教育推進会議での主な意見>

- 教育現場での外国人等の子供への日本語教育に加え、外国人の母語・母文化の重要性の理解が必要
- 保護者が日本語を理解できないために子供の状況をフォローできない場合も多いので、学校と保護者の連携が必要
- 留学生にとっては、地域の国際交流団体が重要な居場所であり、地域との関わりが増えることで言葉の上達につながる
- 外国人を雇用する事業所と地域の日本語教室が連携することが望ましい
- ボランティアが中心となって担う日本語教室の安定的な運営のため、若い世代の参加が必要
- 日本語教室で学ぶ外国人のニーズに合わせ、進路指導などが行える人材が必要
- 外国人だけが頑張る・学ぶという意識から、外国人が地域にいるメリットを日本人にも伝えることが重要

基本方針策定について

(3) 策定スケジュール

国による「日本語教育の推進に関する法律」の公布・施行及び「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」の策定を踏まえ、策定を実施した。

埼玉県

令和元年5～6月

外国人住民の日本語学習に関する調査



調査報告、素案作成

令和2年7月

第1回県日本語教育推進会議（現状報告、策定方針骨子案等）



最終案作成

令和2年9月

第2回県日本語教育推進会議（基本方針最終案提示）



素案作成

令和3年3～4月

県民コメント、市町村照会

令和3年7月

埼玉県日本語教育の推進に関する基本的な方針の策定

国

令和元年6月

日本語教育の推進に関する法律の公布・施行

令和2年6月

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針策定



基本方針について

(1) 全体の流れ

<目次>

埼玉県日本語教育の推進に関する基本的な方針

第1章 日本語教育推進の基本的な方向

- 1 日本語教育推進の目的
- 2 県の責務
- 3 市町村・国際交流協会・事業主・NGO等の地域の日本語教育に携わる関係者との連携

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

- 1 県内における日本語教育の機会の拡充
 - (1) 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
 - (2) 外国人留学生等に対する日本語教育
 - (3) 外国人等である労働者等に対する日本語教育
 - (4) 地域における日本語教育
- 2 県民の理解と関心の増進
- 3 地域における日本語教育に携わる人材の発掘・育成
 - (1) 日本語教育に携わる人材の発掘・育成
 - (2) 日本語教育に携わる外国人材の掘り起こし
- 4 日本語教育に関する進捗・現状把握及び情報提供
 - (1) 日本語教育に関する進捗・現状把握等
 - (2) 日本語教育に関する情報の提供等

第3章 日本語教育の推進体制

第1章 日本語教育推進の基本的な方向

日本語教育推進の目的、県の責務、及び市町村・国際交流協会・事業主・NGO等の地域の日本語教育に携わる関係者との連携について示す

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

外国人児童、外国人留学生、外国人労働者等を対象とした日本語教育機会の提供や地域日本語教育の充実による日本語教育機会の拡充、県民の外国人住民への理解と関心の増進、地域日本語教育に携わる人材の発掘・育成、日本語教育に関する進捗・現状把握及び情報提供といった、日本語教育の推進に係る具体的な内容について示す

第3章 日本語教育の推進体制

県の日本語教育の推進体制について示す



基本方針について

(2) 第1章 日本語教育推進の基本的な方針

埼玉県日本語教育の推進に関する基本的な方針

第1章 日本語教育推進の基本的な方向

- 1 日本語教育推進の目的
- 2 県の責務
- 3 市町村・国際交流協会・事業主・NGO等の地域の日本語教育に携わる関係者との連携

第2章 日本語教育の推進に関する事項

- 1 県内における日本語教育の機会の拡充
 - (1) 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
 - (2) 外国人留学生等に対する日本語教育
 - (3) 外国人等である労働者等に対する日本語教育
 - (4) 地域における日本語教育
- 2 県民の理解と関心の増進
- 3 地域における日本語教育に携わる人材の発掘・育成
 - (1) 日本語教育に携わる人材の発掘・育成
 - (2) 日本語教育に携わる外国人材の掘り起こし
- 4 日本語教育に関する進捗・現状把握及び情報提供
 - (1) 日本語教育に関する進捗・現状把握等
 - (2) 日本語教育に関する情報の提供等

第3章 日本語教育の推進体制

第1章 日本語教育推進の基本的な方向

1 日本語教育推進の目的

- 外国人等が日常及び社会生活を県民と共に暮らすことができる環境整備に資するとともに、地域の理解と関心を深める
- 日本語教育に関する施策を総合的かつ効果的に推進することにより、多様な文化を尊重した活力ある共生社会を実現

2 県の責務

- 市町村等との役割を踏まえ、地域の実情に応じた日本語教育の推進に関する施策の策定・実施

3 市町村・国際交流協会・事業主・NGOなど地域の日本語教育に携わる関係者との連携

- 市町村、国際交流協会、外国人等を雇用する事業主、NGOなどと連携した施策の策定・実施



基本方針について

(3) 第2章 日本語教育の推進に関する事項

埼玉県日本語教育の推進に関する基本的な方針

第1章 日本語教育推進の基本的な方向

- 1 日本語教育推進の目的
- 2 県の責務
- 3 市町村・国際交流協会・事業主・NGO等の地域の日本語教育に携わる関係者との連携

第2章 日本語教育の推進に関する事項

- 1 県内における日本語教育の機会の拡充
 - (1) 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
 - (2) 外国人留学生等に対する日本語教育
 - (3) 外国人等である労働者等に対する日本語教育
 - (4) 地域における日本語教育
- 2 県民の理解と関心の増進
- 3 地域における日本語教育に携わる人材の発掘・育成
 - (1) 日本語教育に携わる人材の発掘・育成
 - (2) 日本語教育に携わる外国人材の掘り起こし
- 4 日本語教育に関する進捗・現状把握及び情報提供
 - (1) 日本語教育に関する進捗・現状把握等
 - (2) 日本語教育に関する情報の提供等

第3章 日本語教育の推進体制

第2章 日本語教育の推進に関する事項

1 県内における日本語教育の機会の拡充

(1) 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育

- 日本語の指導を行うための教員等の配置や実践的な教員研修の実施

(2) 外国人留学生等に対する日本語教育

- 留学を終えた後の県内への定着・活躍につながる支援

(3) 外国人等である労働者等に対する日本語教育

- 専門的な日本語や意思疎通に必要な日本語の学習機会の提供支援

(4) 地域における日本語教育

- 地域差を解消し、希望する人が学べるような仕組みの整備・質の担保

2 県民の理解と関心の増進

- やさしい日本語の活用など外国人等の受け入れの理解を促進するための普及啓発
- 国際交流イベント等での普及啓発を通じた日本語教育人材の掘り起こし

基本方針について

(4) 第2章～ 第3章 日本語教育の推進体制

埼玉県日本語教育の推進に関する基本的な方針

第1章 日本語教育推進の基本的な方向

- 1 日本語教育推進の目的
- 2 県の責務
- 3 市町村・国際交流協会・事業主・NGO等の地域の日本語教育に携わる関係者との連携

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

- 1 県内における日本語教育の機会の拡充
 - (1) 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
 - (2) 外国人留学生等に対する日本語教育
 - (3) 外国人等である労働者等に対する日本語教育
 - (4) 地域における日本語教育
- 2 県民の理解と関心の増進
- 3 地域における日本語教育に携わる人材の発掘・育成
 - (1) 日本語教育に携わる人材の発掘・育成
 - (2) 日本語教育に携わる外国人材の掘り起こし
- 4 日本語教育に関する進捗・現状把握及び情報提供
 - (1) 日本語教育に関する進捗・現状把握等
 - (2) 日本語教育に関する情報の提供等

第3章 日本語教育の推進体制

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

3 地域における日本語教育人材の発掘・育成

- 地域日本語教育コーディネーターなど日本語教育の推進を支援する人材の育成
- 日本語教育人材の養成及び能力向上のための研修の実施

4 日本語教育に関する進捗・現状把握及び情報提供

- 外国人等住民の日本語学習者や日本語教室の実態把握
- 日本語教室の開催状況など日本語教育に関する情報の提供

第3章 日本語教育の推進体制

- 学識経験者、市町村、NGO等の意見を聴きながら、関係部局が連携し日本語教育に関する施策を総合的かつ効果的に推進

基本方針の展開について

(1) 日本語教育の事業展開①

「埼玉県日本語教育の推進に関する基本的な方針」の素案をふまえ、文化庁の「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」による体制づくりを令和2年度より展開している。

<事業概要>

日本語教室支援協議会の開催

情報交換及び事業実施へのアドバイスを提供



地域日本語教育コーディネーター候補者の育成

- ・地域日本語教育を広域で調整する人材の確保
- ・空白地域解消、日本語教室の相談対応を目的に、地域日本語に係るアドバイザーを派遣

日本語学習支援者向け講座の開催

- ・新規日本語教育人材の獲得
- ・既存の日本語学習支援者を中心として、日本語教育人材のスキルアップを目的とした研修を実施

<日本語教室支援協議会>

【開催頻度】年2回程度

【議題】

- ・具体的な事業実施内容の検討、実施報告
- ・「埼玉県日本語教育の推進に関する基本的な方針」具現化への検討

【構成メンバー（R2・R3）】

NGO団体メンバー	4名
日本語講師	1名
行政機関職員	5名
社会保険労務士	1名



基本方針の展開について

(2) 日本語教育の事業展開②

日本語教室支援協議会の助言をもとに、地域日本語コーディネーター候補者の育成や、日本語学習支援者向け講座の開催を実施する。

<事業概要>

日本語教室支援協議会の開催

情報交換及び事業実施へのアドバイスを提供

地域日本語教育コーディネーター候補者の育成

- ・地域日本語教育を広域で調整する人材の確保
- ・空白地域解消、日本語教室の相談対応を目的に、地域日本語に係るアドバイザーを派遣

日本語学習支援者向け講座の開催

- ・新規日本語教育人材の獲得
- ・既存の日本語学習支援者を中心として、日本語教育人材のスキルアップを目的とした研修を実施

<地域日本語教育コーディネーター候補者の育成>

地域日本語教育コーディネーターとして活躍できる人材の育成のため、候補者を「地域日本語相談・立ち上げアドバイザー」として派遣し、助言業務を通して育成



地域日本語教育
コーディネーター候補者



派遣

日本語教室空白地域



悩みのある
日本語教室

<日本語学習支援者向け講座の開催>

2種類の講座を開催し、のべ600人程度を育成

【人材発掘のための初心者向け講座】

日本語教室での日本語学習支援初心者及び興味のある人を対象に、入門講座や経験者体験談を提供

【経験者向けスキルアップ講座】

普段から日本語教室に参加している方々を対象に、役立つ情報を提供

日本語教育の推進の今後について

今後の課題



今後も在留外国人の増加が見込まれるなか、外国人住民が地域で安心して過ごせるよう、十分に日本語教育の機会が確保され、地域住民との共生が図られることが望まれる。

<課題>

日本語教育支援 人材の確保

- 日本語教室ボランティア等、日本語教育支援人材は高齢化の傾向がある。
- 今後も日本語教育の充実が図られるため、人材の発掘・育成を図る必要がある。
- 埼玉県では、各日本語教育人材に対する支援を充実していく。

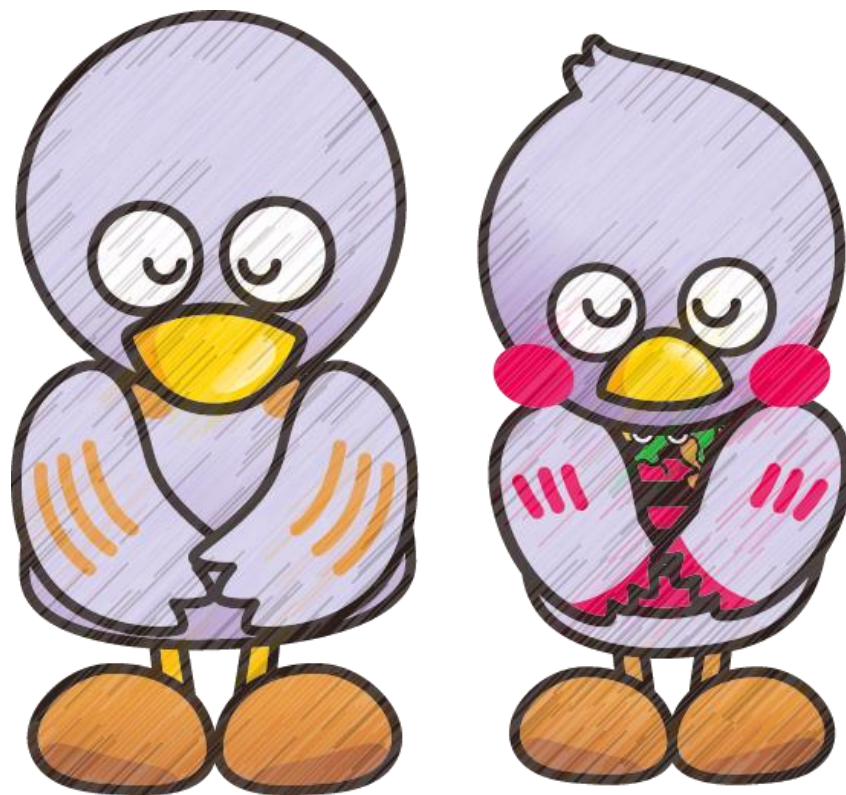
日本語教室 空白地域の解消

- 外国人住民が増加し続ける一方で、日本語教室の設立は一朝一夕ではできない。
- 既存の日本語教室を運営する者の知見や行政の手助けが必要となる。
- 埼玉県では、地域日本語教育コーディネーターを中心に解消を推進していく。

日本人住民の 多文化共生 意識の醸成

- 外国人住民の増加や多国籍化により、多言語対応で支援するには外国語話者・翻訳における担い手の確保等に限界が来ている。
- 埼玉県では、外国人への日本語教育の充実とともに日本人住民へ「やさしい日本語」を普及することで、誰もが多文化共生を担える地域となることを目指す。

ご清聴ありがとうございました



コバトン&さいたまっち

